

## はじめに

### 環境基本理念

平成10（1998）年12月に制定された『岡谷市環境基本条例』は、良好な環境の将来にわたっての継承と地球環境保全や人と自然との共生の視点から、現在および将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として4つの基本理念を掲げています。

#### ○ 健全で恵み豊かな環境の恩恵の享受と将来世代への継承

市民が健康で文化的な生活を営む上で必要となる、健全で恵み豊かな環境の恩恵を受けるとともに、この環境を将来の世代に引き継いでいきます。

#### ○ 自然と人との共生

人類が生態系\*の一部として存在し自然から多くの恵みを受けていることを認識して、自然と人とが共生することをめざします。

#### ○ 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築

環境が有限な資源であることを認識し、環境への負荷が少なく持続的に発展することをめざして、すべての人が自主的に行動します。

#### ○ 地球環境保全の取組

日常の生活や活動がすべて地球環境に影響を及ぼしていることを認識し、日常生活において、地球環境に配慮した行動をします。

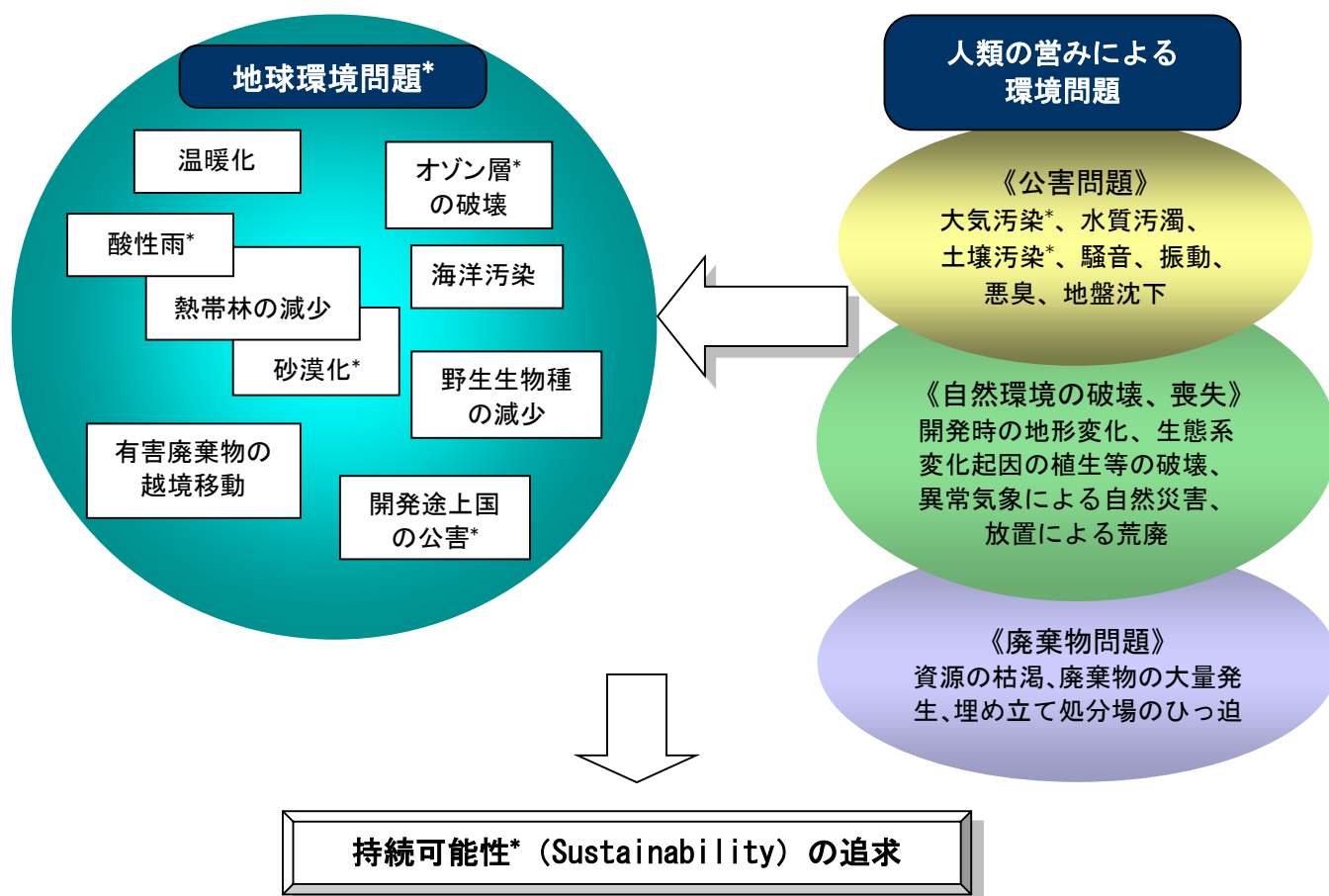


## 1. 計画策定の趣旨

- 第3次岡谷市環境基本計画は、岡谷市環境基本条例（平成10年条例第32号）第7条に基づき、環境の保全に関する各種施策を総合的かつ計画的に推進するため策定するものです。
- この計画では、岡谷市環境基本条例第2条に示された基本理念を踏まえ、長期的な視点に立った望ましい環境像を定め、その実現に向けて環境保全に関する施策の方向性と、市民、事業者が自主的な取組を行うための行動指針を示しています。
- 『第4次岡谷市総合計画』（～2018年）の環境分野の計画として位置づけられるものです。

### 🌲 環境問題の認識

今日の環境問題は、身近な生活環境から地球規模まで多岐にわたるため、個人、家庭、事業者、自治体、国などあらゆる主体の参加と協働により、生活や文化、社会経済システムの中で改革していくことが重要になっています。特に地球温暖化\*防止のために、大量生産、大量消費、大量廃棄を基調としたこれまでの社会経済システムや、私たち一人ひとりのライフスタイルを見直し、化石燃料\*の消費を減らして、二酸化炭素の排出量の削減を図り、環境への負荷の少ない低炭素社会\*への転換を図っていくことが求められています。



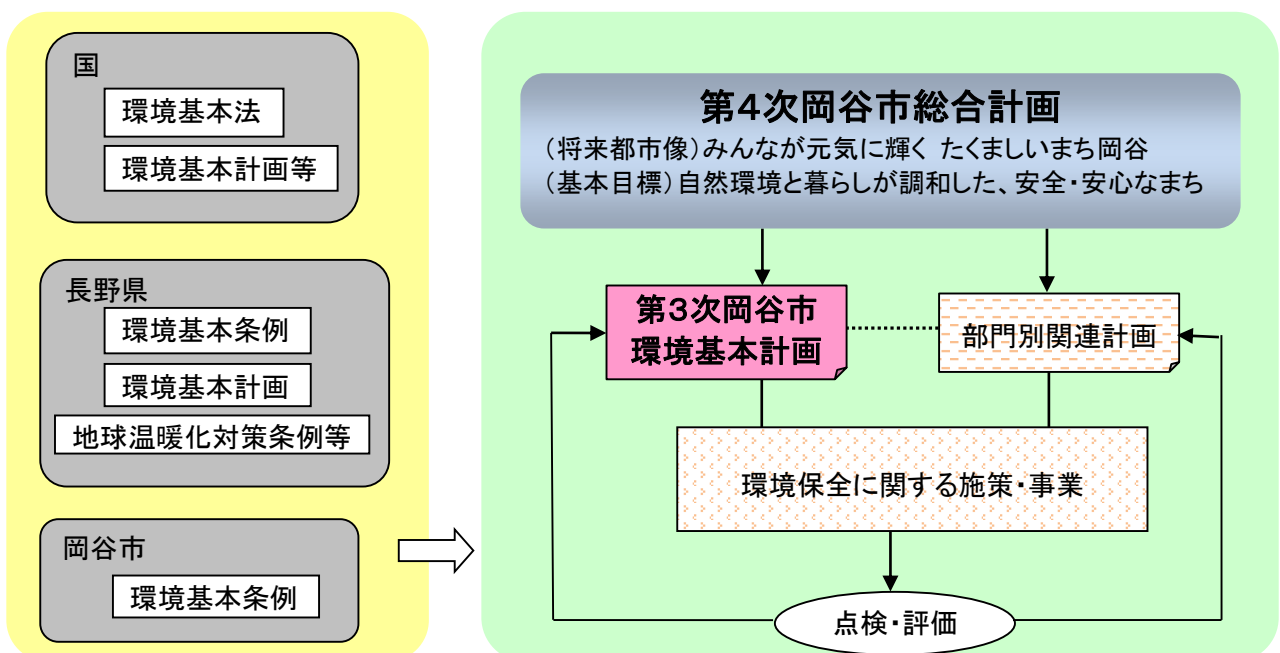
## 🌲 持続可能な社会を築くために

- ★地球温暖化\*の大きな課題に対して、その防止策を実行していかななくてはなりません。《低炭素社会\*》
- ★自然への関心や理解を深め、自然に配慮し、自然と共生するまちづくりが必要です。《自然共生型社会》
- ★限りある化石燃料\*や鉱物資源に依存した社会（文明）は、持続可能性\*がありません。大量生産、大量消費、大量廃棄を基調とした社会経済システムやライフスタイルは見直されつつありますが、発生抑制や再利用については十分とは言えず、ライフスタイルについても改善の余地があります。また、安全かつ適正に廃棄物进行处理する体制の整備が課題となっています。《循環型社会\*》

環境保全を意識した持続可能な社会を構築するためには、「将来の世代のニーズを損なうことなく、現在のニーズを満たすこと」が必要とされています（国連の環境と開発に関する世界委員会の報告）。この仕組みを本市の実態に合わせて構築し、長期的な計画のもと、全市民が認識し、実践していくことが求められています。

## 2. 計画策定の位置づけと目的

- (1) 国や県の環境施策と整合させ、『第4次岡谷市総合計画』の環境保全の分野の施策を具現化するとともに、庁内部門別関連計画と連携をもった計画として位置づけました。
- (2) 長期的な視点にたって基本目標を明確にするとともに、個別目標を明確にしました。また、これらの基本的な施策を体系化しました。
- (3) 環境保全の施策に具体的に取組ため、市民と事業者に自主的に取り組んでいただくよう、環境配慮行動を指針として盛り込みました。
- (4) 基本目標ごとに指標を設定し推進することとしました。



### 3. 計画の期間

平成27（2015）年度から平成31（2019）年度までの5年間とします。

### 4. 計画が対象とする環境施策の範囲

持続可能な社会を築くために、市民、事業者、行政などあらゆる主体の参加と協働による、地球環境の保全、自然環境の保全、生活環境の保全、循環型社会\*の構築、快適環境の形成のための諸施策を計画の範囲とします。

